

機関番号：64303

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730010

研究課題名(和文) 中華民国時代の上海・天津における不動産慣行—南北両租界と周辺域の物権と司法—

研究課題名(英文) On the custom of real estate's transaction in the concessions and the settlements of modern China

研究代表者

加藤 雄三 (KATO YUZO)

総合地球環境学研究所・研究部・助教

研究者番号：20353451

研究成果の概要(和文)：奇しくもメインランド・チャイナ沿岸部の南北に位置する上海・天津両租界における不動産慣行及び法律援用の実態比較を通じて、中華民国時代の大陸中国における物権慣行の解明に緒をつけることを目的として、『支那都市不動産調査報告書』草稿、連合王国国立公文書館所蔵公文書、上海図書館・南京図書館所蔵同時代資料を用い、各都市の性格からもたらされる不動産慣行の異同の確認と後背地である周辺中小都市及び農村へ考察を進めていく場合の指標を提示しようとした。

研究成果の概要(英文)：The Shanghai Settlement (Shanghai international settlement and French concession) and the Tianjin concession are both on the coastal area of China, and each are on north and south side of the coast. I tried to compare the custom of real estate's transaction in the concessions and the settlements of modern China, point out the differences of it between several big cities. I used "Shina Toshi Fudosan Chosa Hokokusyo Soko", Foreign Office documents of the National Archives in U.K., etc., as main data.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史

## 1. 研究開始当初の背景

## (1)本研究に関連する国外の研究動向

中華民国が国号として標榜された時代のメインランド・チャイナにおける法制の研究は、2000年を過ぎる頃から特に北京大学・中国政法大学を中心に盛んになってきている。研究方向も政治思想に絡めた憲法史研究だけに止まらず、刑事司法史、民事司法史、慣行まで広がり、主要な研究は書籍として刊行されている。但し、それらの研究は清末か

ら民国初期、国民党一党独裁の南京政府による法典編纂時期までを扱うのみであり、資料としても先行研究である黄源盛『民初法律変遷与裁判』の範囲を大きく超えるものではない。法規及び公報・判例編纂物等の二次文献が主な素材であり、中国・台湾の研究者であれば比較的容易に利用できる档案資料の全面的な活用にまでは至っていない。

欧米においても“Civil Law in Qing and Republican China”, Bernhardt and Huang

ed.や“Contract and Property in Early Modern China”, Zelin et al.があるが、民国時期に関する資料情報は中国語圏の研究とさほど異ならない。唯一の例外は香港であり、香港歴史档案馆所蔵資料及び民間所蔵文書、文化人類学的フィールドワークから得られたデータを活用して“Village Life in Hong Kong”, Watson.や“Unstructuring Chinese Society”, Chun.が現れた。両書は家族内及び地域内の民事権利関連をも扱い、イギリス植民地時代の法実態を解明しようとする。

本研究開始時点においては、法典研究も含めて中華民国法制史の研究はまだ緒についたばかりであったと言える。

## (2) 本研究着想の経緯

国内研究者の活動としては、明治から第二次大戦期にかけて中国の慣行調査が満鉄等の諸調査機関により行われた。しかし、調査結果は農村慣行研究以外に利用されることは少なく、法規の形成と司法・慣行の実態とを比較するような本格的な中華民国時期の法制研究は今に至るまで行われていない。研究代表者は平成16年度から18年度まで科学研究費若手研究(B)「中華民国時代不動産慣行の研究」において、東亜研究所第六調査委員会特別調査部第四部が満鉄に委託して得られた資料を用いて作成しようとした『支那都市不動産調査報告書』草稿』を出発点として、租界地域、特に上海における都市不動産慣行を調査手稿である『上海ニ於ケル不動産慣行調査報告』、『上海に於ける不動産問題聴取書』及びイギリス National Archives 所蔵公文書等を用いて検討した。租界の設定方式は既に植田捷雄『支那に於ける租界の研究』によって整理され、不動産関連マニュアルは陳炎林『上海不動産大全』に詳しい。該若手科研では、租界範囲のみが指定され外国人の不動産取得は自助努力によらねばならなかった Settlement 方式租界の代表である上海においては、①形式上は不動産売買を禁じられた外国人が実質的な売買にあたる永租権慣行を確立し、中国人も書式及び法的権利の信用性などから信託により永租を活用し上海の不動産取引において重要な位置を占めるに至ったこと、②従来行われていた典当売買が長期に亘って所有権移転を妨げ、物価変動等に基づく足し前の要求である找価が取引の不安定をもたらすことから、典権が消滅し、抵押が広く行われて短期間で権利移転がなされやすくなったこと、③中華民国民法制定後間もなく、留置権が簡易裁判の場で援用されたこと、即ち民法が法源として有効に援用され始めたことを見出し、『東アジア内海世界の交流史』にも成果を著している。

しかし、上海一都市を理解するだけでは、租界法制・慣行を総体的に解明したことにはならない。少なくとも上海とは性質を異にす

る Concession 方式の代表的租界と諸々の論点について比較を行う必要がある。Concession は政府間の協定により、当該国が所定地域を租借して、領事から自国民に不動産貸与を行う方式であり、その代表が天津租界である。

## 2. 研究の目的

清末から中華民国時期にかけて隆盛を誇った「中国」の大都市は、おおよそ交易上あるいは政治上重要な位置を占めた地域であり、政治都市である北京（北平）・南京を含めてすべて租界的性格を持っていたことは言うまでもない。且つ本研究が利用しうる司法資料及び外交資料は租界を含む当該都市地域関連事項を記録対象とするものが圧倒的に多い。中華民国の法制研究はこれら租界を抱える都市における司法・慣行実態の解明から出発することが当然要請される。各都市の性格からもたらされる不動産慣行の異同の確認は、後背地である周辺中小都市及び農村へ考察を進めていく場合の指標を提示することになる。

本研究の目的は、奇しくもメインランド・チャイナ沿岸部の南北に位置する上海・天津両租界における不動産慣行及び法律援用の実態比較を通じて、中華民国時期の大陸中国における物権慣行の解明に緒をつけようとするところにある。

本研究においては先行若手科研において考察した上海と資料整理が比較的進んでいる天津が主要な考察対象となった。北京、そして大連を含む満洲諸都市の不動産慣行に関しても、一次資料の収集と先行研究の蓄積に基づき論点の整理を行うことを目論んだ。

## 3. 研究の方法

### (1) 平成20年度

(資料収集) 天津図書館及び天津市档案馆において、Old Concession を中心とする英国租界及び日本租界関連の資料に重点を置きながら、旧ロシア、イタリア、ドイツ、ベルギー、オーストリア租界である特別区における不動産取引資料を収集した。天津関連資料に関して述べると、商会档案は整理されているが、その他に関しては利用が少なく、残存状況の把握につとめた。閲覧に際しての手續が煩瑣なうえ、不動産取引資料について短期間でほぼ閲覧を終えることができるほど期待したよりは収蔵量がなかった。また、資料撮影および複写に諸々の制限が付き、最低限の資料を撮影することにどまった。上海・南京の各機関においてはほぼ無制限で資料を閲覧することが可能なこと、南京には民国時期の全国的な資料が集められていることを考慮すると、天津にかかわる資料も南京・上海で収集することが望ましいと考えられる。

(研究) 南北租界における慣行の比較に先立って、先行若手研究において収集した『上海ニ於ケル不動産慣行調査報告』、『上海に於ける不動産問題聴取書』のテキストデータベースを作成し、既に完成している『支那都市不動産調査報告書』草稿』テキストデータベースを合わせ用いることで、研究目的に述べた永租慣行、典権、建築物・土地関係等の諸論点について、地域ごとに整理を行うことを目指した。ただし、『調査報告』、『聴取書』のいずれも膨大な量を誇るため、テキストデータベース作成を完了するまでにいたらず、データベース作成と論点整理を同時並行で進めた。論点整理時には『草稿』の形式に倣って①外国人の権益（中国人との権利関係を含む）、②中国人同士の権利関係に再構成し、比較に備えた。

### (2)平成 21 年度

(資料収集) 中華民国国都が置かれ民国時期の資料が集中して保管される南京（南京図書館及び中国第二歴史档案馆）において調査を行った。档案電子化作業のため、二史館の資料公開は限定されていたが、現時点で南京において収集できる資料はほぼ入手しえた。イギリスは中国において最も長く中国各地に租界を設置した。そのため、National Archives 所蔵の Foreign Office Archives には Crown Lease 及び Supreme Court、領事裁判、外交交渉に関わる公文書が含まれている。これらをデジタルカメラ撮影により収集した。連合王国の資料は継続的に収集していく必要がある。また、東京大学東洋文化研究所において、我妻栄旧蔵書を中心に収集を行った。

(研究) 20 年度に行った論点整理作業に基づき、上海と天津の不動産慣行と司法事案に関して比較研究を行った。『草稿』の分類に従えば①外国人の権益と本来すべき永租権問題については、Concession と Settlement の違いもさることながら、租界が早期に回収された天津市特別区における永租権の継続にも焦点を当てた。永租権に基づく取引の際に対象物である土地と建物は如何に観念され、司法の場ではどのように判断されたのか、判決に地域差は存在したのか、中国人による永租制度利用の地域差ということ等について詳細に考察した。

### (3)平成 22 年度

(資料集流) 奇しくもメインランド・チャイナ沿岸部の南北に位置する上海・天津両租界における不動産慣行及び法律援用の実態比較を通じて、中華民国時期の大陸中国における物権慣行の解明に緒をつけることを目的とする本研究にとって、連合王国 National Archives 所蔵の Foreign Office Archives の Crown Lease 及び Supreme Court、領事裁

判、外交交渉に関わる公文書、そして、Registered Files of Office of Woods, Forests, Land Revenues, Works and Buildings and successors に含まれる租界の不動産関連ファイルは今後の研究展開において必須の史料となるであろうことが見込めた。そのため、春と秋の 2 回に分けて渡英し当該史料の撮影による収集を時間の許す限りで行った。

(研究) 編著『東アジアの民族的世界』所収の「租界に住む権利：清国人の居住問題」はその史料から得られた知見を利用した成果の一端であり、租界を抱える都市における司法・慣行実態解明の端緒を示した。ただし、同論考で未利用に終わった史料も多く残っており、東大東文研所蔵我妻栄旧蔵書と合わせて活用することで、今後の研究進展を図ることが必要である。より広域の租界における不動産慣行の比較に関しては、補的に収集した我妻栄旧蔵書内満鉄都市不動産慣行調査報告（蘇州・漢口部分）や英国議会文書も活用しながら継続して行う。

### 4. 研究成果

本研究の最終成果の一つは、編著『東アジアの民族的世界』所収の「租界に住む権利：清国人の居住問題」であり、該論考は租界の中でも高度に自治制度が整備され、且つ規模の大きさを誇った上海と天津だけでなく、他の揚子江流域の租界も考察の対象とすることで、「中国」近代の租界における中国人をめぐる不動産権利関係について幅広く検討できたと考える。慣行は当然のこと、政治や外交が租界居住の可否（端的に言えば、イギリス人の中国人観）に与えた影響を無視できないという小結に至ったのも、研究開始当初予期していなかったことでもあるが、今後の考察において、重々配慮しながら検討を加えていきたい。なお、該論考は平成 23 年 3 月に発表したばかりであり、斯界の反応は今後返ってくると考える。

本研究においては多くの資料を収集したが、まだ十分に咀嚼しきれていないものもあり、イギリス人及び日本人から見た「中国」の都市不動産慣行概念や中国当局による不動産課税問題の一端である升科をめぐる租界社会の反応といったことについては、これからも整理と研究を続けたい。

イギリスの租界当局においては、司法実務において Crown Advocate（法務官）が前面に出て中国当局及び本国との折衝を担っていたことは、本研究の過程において浮かび上がってきたことである。中でもアイルランド出身者が多くその任につき、資料を残している。租界の司法実態を解明するには彼らのことをより深く考察しなければならず、租界全体の不動産管理のことを考えるためにも、今後は Crown Advocate の活動の意義について

も考えていきたい。

なお、本研究においては『臺灣省司法會議報告書・議決案』を派生的に入手することとなり、日本人からは見過ごされていた接收期台湾の司法についても同書を用いて検討をし、日本および台湾の法制史研究者から驚きをもって迎えられたことを附記しておく。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①加藤雄三、「接收台湾司法」小考、東洋文化研究所紀要、査読有、156冊、2009、311-357
- ②加藤雄三、『臺灣省司法會議 報告書・議決案』、台湾史料研究、査読有、34期、2009、152-163

〔学会発表〕(計4件)

- ①加藤雄三、戦後接收期の台湾司法、法制史学会第62回総会、2010年5月29日、東北大学
- ②加藤雄三、南と北の「日本」をめぐる一交易(前近代)班の論点一、公開シンポジウム「ユーラシアと日本：交流と表象の総括と課題」、2010年2月27日、国立民族学博物館
- ③加藤雄三、『臺灣省司法會議 報告書・議決案』の発見、法制史学会中部部会第60回例会、2010年1月23日、名城大学
- ④加藤雄三、法院办事手续程式与民众诉讼常识—1930年代的官民诉讼观念—、檀国大学校法学研究所第17回国際學術大会、2008年6月20日、索菲亜(青島)国際大酒店(中国青島市)

〔図書〕(計4件)

- ①加藤雄三、他、有志舎、東アジアの民族的世界—境界地域における多文化的状況と相互認識、2011、1-27及び277-305
- ②加藤雄三、他、同成社、チンギス・カンの戒め—モンゴル草原と地球環境問題、2010、126-140
- ③加藤雄三、他、慈学社、法の流通、2009、849-872
- ④加藤雄三、他、東信堂、未来を拓く人文・社会科学 13 千年持続学の構築、2008、21-36及び82-94

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

加藤 雄三 (KATO YUZO)

総合地球環境学研究所・研究部・助教

研究者番号：20353451

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：